

★ 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例（条例第一号）（危機管理課）

一 制定の理由

県民、自主防災組織等、事業者、市町及び県が相互に連携し、広島県「みんなで減災」「県民総ぐるみ運動（以下「県民総ぐるみ運動」という。）を展開することにより、減災の推進を図り、もつて災害に強い広島県の実現を図るために、県民総ぐるみ運動に関する基本方針、役割、基本的事項及び推進体制等を定めた。

二 条例の内容

1 前文

「災害死をゼロにする」という新たな目標を掲げ、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるように、県民、自主防災組織等、事業者、行政等が一体となって県民総ぐるみ運動に取り組むことにより、災害に強い広島県の実現を目指す条例の趣旨を明らかにした。

2 目的

県民総ぐるみ運動を展開することにより、減災の推進を図り、もつて災害に強い広島県の実現を図ることを目的とした。

3 定義

(一) 災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

(二) 防災

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。

(三) 減災

災害時の被害をできる限り軽減することをいう。

(四) 自主防災組織等

地域住民が自主的に連帯し、防災に関する活動を行う組織その他の地域における活動を行う者の集まりをいう。

4 基本方針

県民総ぐるみ運動は、県民及び自主防災組織等が次の行動目標を実現することができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、市町及び県が災害対策基本法、広島県防災対策基本条例及びこの条例の趣旨を踏まえて取り組むとともに、相互に連携し、及び一体的に推進するものとした。

(一) 災害から命を守るための行動目標

- (1) 地域において想定される災害の危険性及び災害の種類に応じた適切な行動をとるために必要な情報を知ること。
- (2) 灾害発生の危険性を察知すること。

(3) 自ら判断して災害の種類に応じた適切な行動をとること。

(二) 平常時から災害に備えるための行動目標

(1) 災害及び防災について学ぶこと。

(2) 非常持ち出し品等の準備及び地域における人のつながりを強めることにより災害に備えること。

5 役割等

県民総ぐるみ運動を推進するために果たすべき、県民、自主防災組織等、事業者及び市町の役割並びに県の責務について規定した。

(一) 県民の役割

県民は、基本方針にのつとり、4の行動目標を実現することができるよう取り組むとともに、県民総ぐるみ運動に積極的に参画するよう努めるものとした。

(二) 自主防災組織等の役割

自主防災組織等は、基本方針にのつとり、4の行動目標を実現することができるよう取り組むとともに、県民総ぐるみ運動に積極的に参画するよう努めるものとした。

(三) 事業者の役割

事業者は、基本方針にのつとり、県民及び自主防災組織等が4の行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努めるものとした。

(四) 市町の役割

市町は、基本方針にのつとり、県民及び自主防災組織等が4の行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努めるものとした。

(五) 県の責務

(1) 県は、基本方針にのつとり、県民及び自主防災組織等が4の行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動を積極的に推進するものとした。

(2) 県は、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が相互に連携及び協働して取り組む県民総ぐるみ運動を総合的かつ計画的に推進するとともに、それぞれが積極的に県民総ぐるみ運動に参画し、又は推進することを促進するものとした。

6 地域において想定される災害の危険性等を知る取組

(一) 4の行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、あらかじめ、次の情報収集することにより、地域において想定される災害の危険性及び災害の種類に応じた適切な行動を知るよう努めるものとした。

(1) 日常生活を営む地域における災害想定区域及び想定される被害等に関する情報を収集することにより、地域において想定される災害の危険性及び災害の種類に応じた適切な行動を知るよう努めるものとした。

(2) 災害の種類に応じた避難場所、避難経路及び避難等の行動等並びに気象等に関する情報

ようにして、当該情報の意味が理解されるよう努めるものとした。

7 災害発生の危険性を察知する取組

(一) 4の行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、次の情報を速やかに収集することより、災害発生の危険性を察知するよう努めるものとした。

- (1) 雨量、河川の水位、注意報及び警報、土砂災害警戒情報等の情報
- (2) 避難準備情報、避難勧告、避難指示等の情報

(二) 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が災害発生の切迫性を確認することができるよう、(一)の情報を迅速かつ確実に伝達するよう努めるものとした。

8 自ら判断して災害の種類に応じた適切な行動をとる取組

(一) 4の行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、6(一)及び7(一)の情報に基づき自ら判断して、災害の種類に応じた避難等の行動及び地域の住民が互いに助け合う行動その他の災害の種類に応じた適切な行動をとるよう努めるものとした。

(二) 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が(一)の災害の種類に応じた適切な行動をとる上で必要となる知識及び避難等の行動等を習得するため、防災に関する研修及び訓練等を実施するよう努めるものとした。

9 災害及び防災について学ぶ取組

(一) 4の行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、防災に関する研修及び訓練等へ参加し、地域において想定される災害の危険性及び災害発生の危険性を察知する方法並びに災害の種類に応じた適切な行動等について、平常時から学ぶよう努めるものとした。

(二) 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が(一)の地域において想定される災害の危険性等の知識を習得することができるよう、分かりやすい防災に関する研修の実施に努めるとともに、実践的な行動力を習得することができるような防災に関する訓練等を実施するよう努めるものとした。

10 災害に備える取組

(一) 4の行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、平常時から次の取組を行うとともに、地域における人のつながりを強めることにより、災害に備えるよう努めるものとした。

- (1) 建物の耐震化、家具の転倒防止対策等の実施
 - (2) 懐中電灯その他の避難時に持ち出す非常持ち出し品等の準備
- (二) 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が(一)の取組を行うことができるよう、広報活動の充実等を通じてその推進に努めるとともに、地域の住民が互いに助け合う行動をとることができるように、自主防災組織等の防災に関する活動の活発化の促進に努めるものとした。

県は、県民総ぐるみ運動の総合的かつ計画的な推進を図るため、行動計画を策定するものとした。

12 推進体制

- (一) 県は、県民総ぐるみ運動を総合的かつ一体的に推進するため、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が参画した推進体制を整備するものとした。
- (二) 県は、毎年度、当該年度の前年度における県民総ぐるみ運動に関する主な施策の推進状況について議会に報告するものとした。

三 施行期日

平成二十七年四月一日

★

広島県がん対策推進条例（条例第二号）（がん対策課・健康対策課）

一 制定の理由

県民が心身ともに健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を図ることを目的として、がん対策を総合的に推進するため、がん対策に関する施策の基本理念を定め、県の責務及びがん対策関係者の役割を明らかにするとともに、がん対策に関する施策の基本となる事項及びがんの予防に資する受動喫煙防止のための措置を定めた。

二 条例の内容

1 目的

がん対策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、保健医療福祉関係者及び事業者の役割を明らかにし、がん対策に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、がんの予防の推進に資するよう受動喫煙を防止するための措置を定める」とにより、がん対策を総合的に推進し、もって県民が心身ともに健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とした。

2 定義

- (一) 保健医療福祉関係者　がんの予防若しくは早期発見又はがん医療（科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。以下同じ。）若しくはがん患者の介護に従事する者をいう。
 - (二) 緩和ケア　がん患者及びその家族（以下「がん患者等」という。）の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活を営む上で不安の軽減を目的とする医療、看護その他の行為をいう。
 - (三) 第一種施設　特に受動喫煙を防止すべき官公庁施設、小学校等の施設をいう。
 - (四) 第二種施設　受動喫煙を防止すべき体育館、興行場等の施設をいう。
 - (五) 第三種施設　意図しない受動喫煙を防止すべき飲食店等の施設をいう。
 - (六) 第四種施設　子供の受動喫煙の防止に配慮すべき小学校等の施設（屋内の区域がある施設にあっては、その屋内の区域を除く。）及びその付近の公道であつて規則で定めるものをいう。
 - (七) 禁煙　空間の全部を喫煙することができない区域（以下「禁煙区域」という。）とすることをいう。
 - (八) 喫煙所による分煙　喫煙することができる区域（以下「喫煙区域」という。）から禁煙区域への煙の流入を防止する措置であつて規則で定めるものにより、空間を喫煙所（専ら喫煙に用いる区域をいう。）と禁煙区域に分割することをいう。
 - (九) その他の分煙　規則で定めるところにより空間を喫煙区域と禁煙区域とに分割すること（喫煙所による分煙を除く。）又は喫煙することができる時間以外の時間は喫煙することができない時間とすることをいう。
- ### 3 基本理念
- (一) がん対策は、がんが県民の生命及び健康にとって重大な問題となつてゐる現状に

鑑み、がん患者等をはじめとする県民の意見が十分に尊重されつつ、推進されなければならないこととした。

(二) がん対策は、県、市町、県民、保健医療福祉関係者及び事業者の適切な役割分担及び相互の協力の下に推進されなければならないこととした。

4 役割等

県の責務及び市町との連携並びに県民、保健医療福祉関係者及び事業者の役割について規定した。

(一) 県の責務

県は、国、市町、保健医療福祉関係者、事業者及びがん患者等で構成される団体（以下「患者団体」という。）その他の関係団体と連携を図りながら、がん対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。

(二) 市町との連携

県は、市町ががんの予防及び早期発見その他のがん対策に関する施策を実施するときは、必要と認める協力をを行うこととした。

(三) 県民の役割

(1) 県民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めることとした。

(2) 県民は、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めることとした。

(四) 保健医療福祉関係者の役割

(1) 保健医療福祉関係者は、がんの予防及び早期発見の推進、質の高いがん医療及びがんに関する情報の提供並びにがん患者等に対する相談その他必要な支援に努めることとした。

(2) 保健医療福祉関係者は、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協力することとした。

(五) 事業者の役割

(1) 事業者は、次の労働環境の整備に努めることとした。

ア 従業員ががんを予防し、又はがんを早期に発見することができる環境

イ 従業員ががんに罹患した場合に、当該従業員が働きながら治療を受け、療養することができる環境

ウ 従業員の家族ががんに罹患した場合に、当該従業員が働きながら、その家族を看護し、介護することができる環境

(2) 事業者は、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めることとした。

5 財政上の措置

県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努

めることとした。

6 がんの予防の推進

県は、がんの予防を推進するため、次の施策を講じることとした。

- (一) 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に係る知識その他のがんの予防に関する知識の普及啓発を図るためにの施策
- (二) 受動喫煙を防止するための施策
- (三) その他がんの予防の推進のために必要な施策

7 がんの早期発見の推進

県は、がんの早期発見を推進するため、次の施策を講じることとした。

- (一) がん検診に関する普及啓発その他のがん検診の受診率の向上を図るためにの施策
- (二) がん検診の質の向上を図るためにの施策
- (三) その他がんの早期発見の推進のために必要な施策

8 がんの医療の水準の向上

県は、県民に対する質の高いがん医療の提供に資するため、次の施策を講じることとした。

- (一) 専門的ながん医療の提供等を行う医療機関であつて、地域におけるがん医療に係る連携協力体制の中核的な役割を担うものの機能の強化を図るためにの施策
- (二) (一)の医療機関とその他の医療機関との連携協力体制の整備を図るためにの施策
- (三) がん患者に対して放射線による治療を提供する施設を設置し、及び運営するために必要な施策
- (四) がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るためにの施策
- (五) その他県内におけるがん医療の水準の向上のために必要な施策

9 緩和ケアの充実

県は、緩和ケアの充実を図るために、次の施策を講じることとした。

- (一) がんと診断された時からがん患者の状況に応じた緩和ケアが提供される体制の整備を図るためにの施策
- (二) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者等の育成を図るためにの施策
- (三) 緩和ケアに関する理解を深めるために必要な施策
- (四) その他緩和ケアの充実のために必要な施策

10 在宅医療の推進

県は、がん患者等の希望に応じて、居宅においてがん医療、緩和ケア及び介護を受けられる体制の整備を図るために、必要な施策を講じることとした。

11 肝がん予防対策の推進

県は、肝がんの予防に資するため、肝炎に関する正しい知識の普及、肝炎検査の受

検率の向上、適切な肝炎医療が提供される体制の整備その他必要な施策を講じることとした。

12 小児がん対策の推進

県は、小児がん対策を推進するため、専門的な小児がん医療の提供等を行う医療機関と連携し、小児がんに関する情報の提供の促進その他必要な施策を講じることとした。

13 情報提供及び相談体制の充実等

(一) 県は、がん対策に関する情報を収集し、県民に対して、当該情報を正確かつ適切に提供することとした。

(二) 県は、がん患者等が社会生活を営む上で不安の軽減等に資するため、次の施策を講じることとした。

(1) がん患者等に対する相談体制の充実を図るための施策

(2) 患者団体その他の関係団体が行うがん対策に関する活動を支援するための施策

(3) その他がん患者等が社会生活を営む上で不安の軽減等を図るために必要な施策

策

14 がんに関する教育の推進

県は、児童及び生徒が、がんに関する正しい知識を習得し、理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を講じることとした。

15 就労等の支援

県は、がん患者等の仕事及び家庭生活と治療との両立の促進に資するため、事業者の理解を深めるための啓発その他必要な施策を講じることとした。

16 がん登録の推進

県は、がん登録（がん患者のがんのり患、診療、転帰等に関する情報を記録し、保存することをいう。）が適切に実施され、がん登録により得られた情報が有効に活用されるよう、必要な施策を講じることとした。

17 がん対策推進計画

(一) 県は、がん対策基本法に規定する都道府県がん対策推進計画（以下「がん対策推進計画」という。）を策定し、又は変更するときは、この条例の趣旨を尊重するとともに、あらかじめ広島県がん対策推進委員会の意見を聴くこととした。

(二) 県は、がん対策推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表することとした。

18 広島県がん対策推進委員会

委員会の設置及び組織について定めた。

19 屋内における受動喫煙の防止

次の施設の管理者は、当該施設の不特定又は多数の者が出入りする室内又はこれに準じる空間（専ら特定の者が出入りする事務室等を除く。）について、次の施設の区

分に感じた措置をとらなければならないこととした。

- (一) 第一種施設 禁煙又は喫煙所による分煙
- (二) 第二種施設 禁煙、喫煙所による分煙又はその他の分煙
- (三) 第三種施設 規則で定めるところにより、禁煙としている旨、喫煙所による分煙としている旨、その他の分煙としている旨又は喫煙することができる旨を表示すること。

20

屋外における受動喫煙の防止

- (一) 第四種施設に立ち入る者は、第四種施設において喫煙しないように努めなければならぬこととした。ただし、子供の受動喫煙の防止に配慮されたものであつて規則で定める基準を満たした灰皿の付近においては、この限りでないこととした。
- (二) 第四種施設の管理者は、当該第四種施設に灰皿を置く場合には、(一)の基準を満たすよう努めなければならないこととした。

三

施行期日

公布の日。ただし、二十九及び二十については、平成二十八年四月一日から施行する。



就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第三号）（働く女性応援プロジェクト・チーム）

一 改正の要旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、認定こども園制度の見直しが行われたことに伴い、次のとおり関係条例の規定を整備した。

条 例 名	改 正 の 内 容
広島県防災対策基本条例	防災に関する教育の実施施設等に幼保連携型認定こども園を追加
広島県税条例	幼保連携型認定こども園が所有する通園用バスに係る自動車税の税率の軽減
広島県立美術館条例	利用料金を减免することができる場合に幼保連携型認定こども園の園児が教育目的により利用する場合を追加
広島県民文化センター設置及び管理条例	自然公園施設の設置及び管理に関する条例
広島県立県民の森設置及び管理条例	広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例
広島県立公園設置及び管理条例	広島県立中央森林公園設置及び管理条例
広島県健康福祉センター設置及び管理条例	広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例
広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例	広島県立産業会館設置及び管理条例
広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例	広島県都市公園条例

広島県県営住宅設置、整備及び管理条例	子育てに適する公営住宅の要件である周辺地域における立地状況に幼保連携型認定こども園を追加
広島県総合グランド設置及び管理条例 広島県立総合体育館設置及び管理条例	利用料金を減免することができる場合に幼保連携型認定こども園の園児が教育目的により利用する場合を追加

二 施行期日

平成二十七年四月一日



★
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例（条例第四号）（教育委員会）

一 改正の要旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育委員会の代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新たな教育長を置くこととされたことなどに伴い、次のとおり関係条例の規定の整備を行つた。

条 例 名	改 正 の 内 容
特別職等の退職手当に関する条例	題名の改正及び必要な規定の整理
特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例	教育委員会の委員長に関する規定を削除するなど関係規定の整理
恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例	引用条項等の整理
広島県教育委員会の委員の数を定める条例	教育長が教育委員会の委員でなくなることに伴う関係規定の整備

二 施行期日
平成二十七年四月一日

★

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(条例第五号) (総務課)

一 改正の要旨

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴い、次のとおり関係条例の規定を整理した。

条 例 名	改 正 の 内 容
広島県情報公開条例	引用条項及び引用字句を整理
広島県個人情報保護条例	
職員の退職手当に関する条例	引用条項を整理
風致地区内における建築等の規制に関する条例	規定する法人の名称を整理
広島県個別労働関係紛争のあつせんに関する条例	引用する法律の題名を整理

二 施行期日

平成二十七年四月一日

★

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第六号）（自然環境課）

一 改正の要旨

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、次のとおり関係条例の規定を整理した。

条 例 名	改 正 の 内 容
広島県手数料条例	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
広島県税条例	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
広島県自然海浜保全条例	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく標識の寸法を定める条例	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

二 施行期日

平成二十七年五月二十九日

★

広島県附属機関設置条例の一部を改正する条例（条例第七号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

歯科技工士法の一部改正により、歯科技工士国家試験の実施主体が都道府県知事から厚生労働大臣に変更されることに伴い、広島県歯科技工士国家試験委員会を廃止するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十七年四月一日



★ 広島県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第八号）（財政課）

一 改正の要旨

食品衛生法の改正に伴う食品衛生管理者養成施設の登録申請手数料等の新設など、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行った。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	食品衛生法の改正に伴う食品衛生管理者養成施設の登録申請手数料等の新設 建築基準法の改正による構造計算適合性判定制度の見直しに伴う建築物の確認申請手数料等に係る必要な改正 建築士法の改正に伴う一級建築士事務所の登録又は更新の登録手数料等の金額の改正 建築士法の改正に伴う一級建築士事務所の登録又は更新の登録手数料等の新設 全国的に増加傾向にある家畜の伝染性疾病に対応するための家畜検査手数料の新設 宅地建物取引業法の改正に伴う宅地建物取引士証の再交付手数料の新設等 歯科技工法の一部を改正する法律の改正に伴う歯科技工士国家試験手数料の廃止 検定の需要に対応するための計量法に基づくアネロイド型血圧計の検定手数料の新設 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の改正に伴う第一種フロン類回収業者登録申請手数料の名称の変更等 マンション建替えの円滑化等に関する法律の改正に伴う要除却認定マンション建替えの容積率特例許可申請手数料の新設
行政財産の使用料に関する条例	住宅性能表示制度の改正に伴う住宅性能評価を受けた場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の新設 土壤汚染対策法の改正に伴う指定調査機関の指定申請手数料及び指定調査機関の指定更新申請手数料の新設
広島県道路占用料徴収条例	広島県道路占用料徴収条例で定める道路占用料の改正に伴う地下埋設物件に係る行政財産の使用料の金額の改正
道路法施行令の改正に伴う道路占用料の金額及び占用物件の所在地区分の改正	占用物件の所在地区分の改正

広島県屋外広告物条例

広島県警察関係手数料条例	屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の受講に係る手数料の額の改正
銃砲刀剣類所持等取締法の改正に伴う災害により獵銃を亡失した者等に係る獵銃及び空氣銃の取扱いに関する講習手数料の新設	銃砲刀剣類所持等取締法の改正に伴う災害により獵銃を亡失した者等に係る獵銃及び空氣銃の取扱いに関する講習手数料の新設
駐車制限時間四〇分の時間制限駐車区間に係るパーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の廃止	駐車制限時間四〇分の時間制限駐車区間に係るパーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の廃止
道路交通法の改正に伴う自転車運転者講習の講習手数料の新設	道路交通法の改正に伴う自転車運転者講習の講習手数料の新設
道路交通法施行令の改正に基づく運転免許試験手数料の金額の改正等	道路交通法施行令の改正に基づく運転免許試験手数料の金額の改正等

二 施行期日等

1 施行期日

(一) 広島県手数料条例の改正のうちマンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正

に伴う要除却認定マンション建替えの容積率特例許可申請手数料の新設、広島県屋外広告物条例の改正並びに広島県警察関係手数料条例の改正のうち銃砲刀剣類所持等取締法の改正に伴う災害により獵銃を亡失した者等に係る獵銃及び空氣銃の取扱いに関する講習手数料の新設及び駐車制限時間四〇分の時間制限駐車区間に係るパーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の廃止 平成二十七年三月十六日

(二) (一)及び(三)及び(四)以外の改正 平成二十七年四月一日

(三) 広島県手数料条例の改正のうち建築基準法の改正による構造計算適合性判定制度の見直しに伴う建築物の確認申請手数料等に係る必要な改正及び広島県警察関係手数料条例の改正のうち道路交通法の改正に伴う自転車運転者講習の講習手数料の新設 平成二十七年六月一日

(四) 広島県手数料条例の改正のうち建築士法の改正に伴う一級建築士事務所の登録又は更新の登録手数料等の金額の改正 平成二十七年六月二十五日

2 経過措置

改正後の広島県道路占用料徴収条例により算定した一年当たりの占用料の額が、改正前の広島県道路占用料徴収条例により算定した一年当たりの占用料の額の一・二倍を超える場合における激変緩和措置を設けるなどの必要な経過措置を設けた。

★ 法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第九号）（税務課）

一 改正の要旨

県民の健康と福祉の増進に資する大規模社会福祉施設等の建設資金に充てる財源の確保を目的として、法人税割に係る県民税の税率を引き上げる特例措置の適用期間を五年間延長した。

二 施行期日

平成二十七年四月一日

★

広島県局設置条例の一部を改正する条例（条例第十号）（経営企画チーム）

一 改正の要旨

建築行政における県独自の重要な施策の実施や建築物の耐震化促進等、本県における建築行政の重要性が高まっていることを踏まえて、土木局の名称を土木建築局に改めた。

二 施行期日

平成二十七年四月一日



★
広島県行政機関設置条例及び社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（「ども家庭課」）

一 改正の要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）において、売春防止法の一部が改正されたことに伴い、次の条例について引用条項の整理を行つた。

- 1 広島県行政機関設置条例
- 2 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

二 施行期日

平成二十七年四月一日

★

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第十二号）
（市町行財政課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行つた。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

事務	対象市町
商工会議所法に基づく事務のうち、商工会議所の定款変更の届出の受付	呉市、竹原市、尾道市、三原市、山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市及び廿日市市

2 市町が処理する事務から削除するもの

事務	対象市町
一 農地法に基づく事務のうち、農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可	広島市
一 商工会議所法に基づく事務のうち、特定商工業者の該当基準に係る許可等	
三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務のうち、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可等	広島市、呉市及び福山市
四 砂利採取法に基づく事務のうち、砂利の採取計画の認可等	広島市

3 市町を経由することにより処理する事務に追加するもの

事務	対象市町
建築基準法に基づく事務のうち、既存建築物の敷地外移転に関する認定	市町

4 その他必要な規定の整理を行つた。

三 施行期日

平成二十七年四月一日。ただし、二・三の改正は、平成二十七年六月一日

★
広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（障害者支援課）

一 改正の理由

広島県立福山若草園の移転などのため、必要な改正を行つた。

二 改正の内容

- 1 広島県立福山若草園の移転に伴い、同園の位置を福山市水呑町に改めた。
- 2 広島県立福山若草園を構成する施設として宿泊施設を整備することに伴い、当該施設の利用料金を次の表のとおりとするなど、必要な規定を整備した。

区 分	研修のために利用する者	就職していない者	就職している者	単位	利用料金の範囲	
					つき	一人一泊に
福山若草療育園の入所者の三親等以内の親族					一、五〇〇円以内	三、九〇〇円以内

三 施行期日

平成二十七年四月一日

★

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（障害者支援課）

一 改正の理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、児童発達支援を提供することができるることとした。

2 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとした。

- (一) 嘴託医 一以上
 - (二) 看護師 一以上
 - (三) 児童指導員又は保育士 一以上
 - (四) 機能訓練担当職員 一以上
 - (五) 児童発達支援管理責任者 一以上
- 3 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、五人以上とすることができる」とした。

三 施行期日

平成二十七年四月一日

★

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（障害者支援課）

一 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、必要な改正を行つた。

二 改正の内容

1 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、生活介護及び短期入所を提供することができることとした。

2 次のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間は、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行うことができることとした。

- (一) 事業を開始する時点の指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の量が、広島県障害福祉計画において定める必要な量に満たない地域であること。
- (二) 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

三 施行期日

平成二十七年四月一日

★

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第十六号）（介護保険課）

一 改正の理由

介護保険制度の見直しに伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことを踏まえ、関係条例の規定を整備した。

二 改正の内容

1 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームを、サテライト型居住施設の本体施設として認める一部改正

地域密着型特別養護老人ホームを、サテライト型居住施設の本体施設として認めることとした。

2 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(一) 訪問介護のサービス提供責任者の配置基準について、常勤のサービス提供責任者が三人以上であって、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が一人以上配置されている事業所について、サービス提供責任者が行う業務の効率化が図られている場合には、利用者五十人に対して一人以上とすることとした。

(二) 通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜の宿泊サービスを実施している事業所については、当該サービス開始前に届出を求めることとした。

た。

(三) 短期入所生活介護について、利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合であって、当該利用者や他の利用者の処遇に支障がない場合には、定員を超えて、専用の居室以外の静養室での受入れをできることとした。

(四) 特定施設入居者生活介護の介護職員又は看護職員の配置基準について、介護予防サービスの利用者十人に対して一人以上とした。

3 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

(一) 介護予防短期入所生活介護について、利用者の状態や家族等の状況により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合であって、当該利用者や他の利用者の処遇に支障がない場合には、定員を超えて、専用の居室以外の静養室での受入れをできるできることとした。

(二) 介護予防特定施設入居者生活介護の介護職員又は看護職員の配置基準について、介護予防サービスの利用者十人に対して一人以上とした。

(三) 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行することに伴い、関係する規定の整理を行った。

4 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めることとした。

5 その他

次の条例について、必要な規定の整理を行った。

- (一) 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (二) 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

三 施行期日

平成二十七年四月一日。ただし、二二(二)については、同年十月一日

★ 広島県中小企業支援資金特別会計条例の一部を改正する条例（条例第十七号）（経営革新課）

- 一 改正の要旨
小規模企業者等設備導入資金助成法が廃止されたことに伴い、必要な改正を行つた。
- 二 施行期日
平成二十七年三月三十一日

★

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第十八号）（港湾振興課）

一 改正の要旨

港湾の利用の促進を図ることを目的として、広島港出島地区の国際コンテナターミナルの港湾施設の係船料又は使用料について、軽減措置を平成二十八年三月三十一日まで延長するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十七年三月十六日

★

広島県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例（条例第十九号）（港湾振興課）

一 改正の要旨

広島県地方港湾審議会に専門の事項を調査審議する部会を置くことができる」ととし、必要な事項を定めた。

二 施行期日

平成二十七年三月十六日



★ 広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第二十号）（建築課）

一 改正の要旨

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、移転に係る建築物等を既存建築物に対する適用緩和の対象にするなどのため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十七年六月一日

★

広島県立歴史博物館設置条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）（教育委員会）

一 改正の要旨

広島県立歴史博物館に、分館として賴山陽史跡資料館を設置することに伴い、必要な規定を整備した。

二 分館の内容

1 位置

広島市中区袋町

2 入館料及び施設使用料

(一) 入館料

(1) 通常の展示の場合

利 用 者	個 人	團 体（二〇人以上 の場合とする。）
大学生	一人一回 一五〇円	一人一回 一二〇円
その他満一五歳以上の者	一人一回 二〇〇円	一人一回 一六〇円

(2) 特別の展示の場合

一人一回 一、〇三〇円以内で知事が定める額

(二) 施設使用料

施 設 の 区 分	金 額
茶室	一時間までことに 二、〇〇〇円

三 施行期日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日



★ 広島県学校職員定数条例及び広島県警察職員定員条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）（業務プロセス改革課）

一 改正の理由

児童生徒数の変動等及び最近の治安情勢への対処に伴い、職員定数（定員）を変更するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県学校職員定数条例の一部改正

児童生徒数の変動等に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正した。

区 分	現 行	改 正 案	改正による増員
県立高等学校等教職員	五、二四六人	五、二七〇人	二四人
市町立学校県費負担教職員	一四、七七四人	一四、七九〇人	一六人

2 広島県警察職員定員条例の一部改正

最近の治安情勢に対処するため、警察官の定員及びその階級別定員を次のとおり改正した。

区 分	現 行	改 正 案	改正による増員
警察官	五、一二三三人	五、一四六人	一三人
警 視	一五一人	一五二人	一人
警 察 部	三三二人	三三二人	一人
警 部	三三二人	七人	七人
警 部 補	一、四九七人	一、五〇四人	七人
巡 查 部 長	一、五四八人	一、五五五人	七人
巡 查	一、五九六人	一、六〇三人	七人

三 施行期日

平成二十七年四月一日

★ 広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例

例（条例第二十三号）（警察本部）

一 改正の要旨

広島駅南口Bブロック第一種市街地再開発事業における街区の区域の変更に伴い、風俗案内業の禁止地域について規定の整理を行つた。

二 施行期日

平成二十七年三月十六日

★ 広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）（労働委員会）

一 改正の要旨

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十七年四月一日

★　広島県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例（条例第二十五号）（医療保
険課）

一 廃止の要旨

国民健康保険事業の運営の広域化等に資する事業に必要な費用に充てることを目的と
して設置された広島県国民健康保険広域化等支援基金による事業の必要性が市町村合併
の進展等により乏しくなったことに伴い、当該基金を廃止するため、広島県国民健康保
険広域化等支援基金条例を廃止した。

二 施行期日

平成二十七年三月三十一日

★ 広島県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）

一 改正の理由

広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の改正による議員定数の減少に伴い、常任委員会の委員定数を変更するなど必要な規定の整理を行つた。

二 改正の内容

1 常任委員会の委員定数の変更

農林水産委員会及び文教委員会の委員定数を十人（現行十一人）に変更した。

2 その他

(一) 広島県局設置条例の一部改正に伴う必要な規定の整理を行つた。

(二) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う必要な規定の整理を行つた。

三 施行期日

平成二十七年四月三十日。ただし、二二の改正は、平成二十七年四月一日



★ 広島県議会情報公開条例及び広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例

第二十七号）

一 改正の要旨

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項の整理を行うなど必要な改正を行つた。

二 施行期日

平成二十七年四月一日